

平成20年度 年末年始安全衛生総点検運動実施要綱

平成20年10月
愛知労働局

1 趣旨

平成20年の愛知県内における労働災害は、10月1日現在、死亡災害は52名（前年同時期比2名増加）、休業災害は微減となっている。本年より始まった第11次労働災害防止推進計画の推進にあたり、職場における災害発生件数の減少傾向を定着化させるため、労働災害の多発が懸念される年末年始の繁忙期に、

「家族待つ 年末年始 無災害」

をスローガンとして、職場の危険有害要因を的確に洗い出し、これを除去することに積極的に取り組むことを経営トップが決意し、関係者一人一人が活発な安全衛生活動を実施することにより、危険のない職場を実現することを目指して「平成20年度 年末年始安全衛生総点検運動」を展開することとする。

【2】実施期間：平成20年12月1日(月)から平成21年1月20日(火)まで

3 主唱者：愛知労働局・管下各労働基準監督署

4 協賛者：(社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、建設業、陸上貨物運送事業、港湾貨物運送事業、林業・木材製造業、鉱業の各労働災害防止協会愛知県（東海総、名古屋）支部、中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、(社)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(社)日本クレーン協会東海支部、(社)日本ボイラ協会愛知支部、(財)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(独)労働者健康福祉機構愛知産業保健推進センター、(社)日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部

5 実施者 各事業場

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署幹部と労働災害防止団体幹部との合同パトロール
- (2) 職場の安全衛生点検表の配布
- (3) 年末年始安全衛生総点検運動のポスターの作成・掲示、ホームページ掲載等による広報
- (4) 年末に交通労働災害の多発が懸念される業種に対する交通労災防止の指導・要請
- (5) 事業者が行う労働災害防止活動に対する指導及び援助

7 事業者の実施事項

- (1) 職場全体の安全衛生総点検の実施
- (2) 経営トップによる決意表明及び職場パトロール等の実施
- (3) 下請事業場に対する安全衛生活動の活性化のための指導及び援助
- (4) 年間安全衛生管理計画の作成
- (5) 安全衛生標語の募集及び発表